

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 消費税における輸出免税—輸出取引等の証明が争点となった事例



小菅 貴子 [本郷]

### はじめに

消費税法7条（輸出免税等）2項は、同条1項の規定は、その課税資産の譲渡等が同項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するものであることにつき、財務省令（消費税法施行規則5条）で定めるところにより証明がされたものでない場合には適用しない旨を定めています。今回は輸出免税が争点となった事例のうち、消費税法7条2項に規定する証明が争点となった事例をご紹介します。

### I. 水産庁の産地証明書によりタイ王国の税関で輸入許可された手荷物

平30.1.11非公開裁判（F0-5-227）  
（棄却）

#### 1. 事案の概要

食料品輸出業を営む請求人は、魚介類等の商品をタイ王国に所在するA社に対して譲渡し、その商品については、請求人が航空便による貨物空輸により輸送をするほか、A社のスタッフが旅客手荷物として飛行機に持ち込む（ハンドキャリー）ことにより輸送をしていました。

この商品の売上げについて、請求人が輸出免税の規定を適用して消費税等の申告を行ったところ、原処分庁が、輸出許可を証する書類の保存がないなどとして更正処分等を行いました。

請求人は、本件ハンドキャリーにより輸送された商品は、輸出通関を受けずに出荷しており、税関長証明書類を取得していないが、水産庁の産地証明書によりタイ王国において輸入の許可を得ており、当該産地証明書は税関長証明書類に代わるものであることなどから、輸出免税規定の適用は認められる旨主張しました。

#### 2. 審判所の判断

本件各取引（ハンドキャリーによる商品の譲渡）について、輸出免税規定の適用を受けるためには、消費税法施行規則5条1項柱書及び同項1号は、税関長証明書類を所定の期間、場所で保存することにより証明がされること

を要求しているところ、請求人は、本件各取引について、税関長証明書類を取得することなく保存もしていなかったため、本件各取引について、輸出免税規定の適用は認められない。

請求人が主張する産地証明書は水産庁が発行した証明書であり、本件証明書には輸出者や出港年月日の記載はあるものの、実際に本件証明書に記載された物品の輸出が行われたか否かを税関長が証したのではなく、輸出免税規定の適用を受けるために財務省令で規定する税関長証明書類とは異なるもので、これらを同視する旨の法令上の規定はない。したがって、請求人の主張は採用できない。

### II. 外国船舶乗組員に対する土産品等の販売

平25.7.10東京地裁（Z263-12255）  
（棄却）  
平25.11.21東京高裁（Z263-12338）  
（棄却）  
平26.4.25最高裁（Z264-12468）  
（上告棄却・不受理）

#### 1. 事案の概要

本件は、甲（原告、控訴人、上诉人）が、本邦の港に入港した外国船舶の乗組員に対し、その船舶内及び船舶外（当該船舶に近接する陸地）において、土産品等の販売を行ったことについて、税務署長から、消費税等の更正処分等を受けたことに対し、その取消しを求めた事案です。

争点は、土産品等の販売が、①消費税法7条1項1号に規定する「輸出」として行われるものに該当するか否か（争点1）及び②同規定を適用する上で必要とされる同条2項の要件上の要件を備えているか否か（争点2）です。

甲は、土産品等の販売に係る船舶内販売品目録は、本件土産品等の販売についての税関長証明書類等に当たると主張していました。

#### 2. 裁判所の判断

船舶内販売品目録は、外国船舶の乗組員による物品の本邦外への持出し手続を簡素化するために、土産品等販売業

者に便宜上提出を求めているものによらず、消費税法施行規則5条1項1号柱書にいう「当該資産の輸出の事実を当該税関長が証明した書類」ではない。

そして、同船舶内販売品目録には、そもそも同号二にいう「当該資産の仕向地」の記載がないばかりか、船籍国の記載もないのであって、そのような船舶内販売品目録に船名の記載があるからといって、同号二にいう「当該資産の仕向地」の記載がされた書類又は帳簿であるということとはできない。

そして、他に、本件土産品等の販売が消費税法7条1項が消費税を免除する旨を定めているものに該当することを、同条2項にいう財務省令である消費税法施行規則5条1項1号が定めるところにより証明されていると認めるべき事情は見いだし難い。

以上によれば、その余の点（争点1）について判断するまでもなく、甲による本件土産品等の販売については、消費税法7条1項1号の規定の適用がある資産の譲渡に該当するとは認められない。

### III. 輸出申告時点で価格が未確定の腕時計の国際郵便による輸出

平30.6.5公表裁判（J111-5-15）  
（棄却、賦課決定処分は却下）

#### 1. 事案の概要

本件は、請求人が、国際郵便により輸出した輸出申告時点で価格が未確定の腕時計（請求人がHの真正品と判断した中古品）の譲渡について、簡易郵便物（1個当たりの価格が20万円以下の郵便物）として資産を輸出した場合に該当するとして輸出許可書の交付を受けていなかったところ、原処分庁から、当該輸出版売の一部について、輸出許可を証する書類の保存がなく、輸出免税の適用はないとして、消費税等の各更正処分等を受けた事例です。

#### 2. 審判所の判断

消費税法7条2項等及び消費税法施行規則5条1項2号は、輸出取引について、簡易郵便物として資産を輸出し

た場合には、輸出許可書等の保存に代えて所定の事項を記載した帳簿等の一定期間の保存を輸出免税規定の適用要件としている。また、消費税法基本通達7-2-23は、輸出時における資産の価額が20万円を超えているかどうかの判定は、郵便物1個当たりの価額による旨定め、関税法基本通達67-1-4は、輸出申告時に貨物代金が未確定である場合は、輸出時見積価格を輸出申告書に記載すべき旨を定めている。

本件腕時計の具体的な販売価格は、J国法人が、腕時計を受領した後、当該腕時計を査定することにより決定されており、輸出申告時点では、取引の対象となる腕時計の価格が未確定の状態であったと認められる。なお、輸出申告時点で資産の価格が未確定である郵便物については、郵便物1個当たりの輸出時見積価格（調達原価に通常の利潤、一般管理費等を加えた額又は値引き等の調整を加えられる前の額）をもって当該郵便物の価格とみるのが相当であり、通常は、輸出時見積価格は調達原価を上回るといえる。

本件取引においては、1個の郵便物にまとめられた各腕時計のそれぞれの仕入金額の合計額は、最も少ないものでも20万円の2倍超であり、輸出免税規定が適用されて消費税等の還付金額が発生することがあり得ることを考慮しても、郵便物1個当たりの輸出時見積価格は、いずれも20万円を上回ると認められる。以上によれば、本件取引は簡易郵便物としての資産の輸出には該当せず、本件取引について消費税法7条2項に規定する証明はされていないと認められる。

### おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「輸出免税」、「輸出許可書」、「輸出証明」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03 (5496) 1195

会計事務所向けシステムなら

# MJS

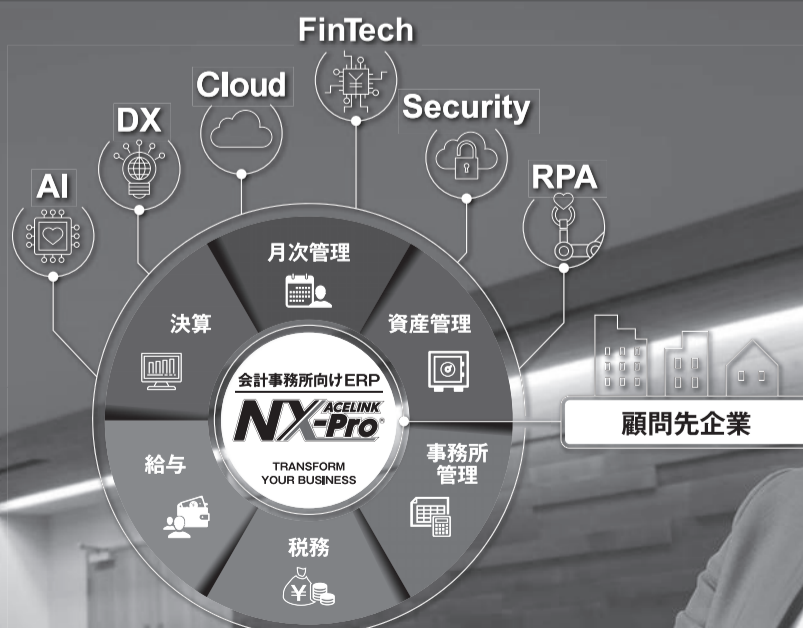
## ミロク情報サービス

MJSでは、最新テクノロジーを活用したサービスを提供することにより会計事務所と顧問先企業の関係をより強固なものとし、会計事務所の新たなビジネス創出を支援します。

●記載の製品名は株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。

ACELINK NX-Pro 検索

MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています。



MJS 財務と経営システムのリーディング・カンパニー  
株式会社ミロク情報サービス  
東証第一部上場（証券コード:9928）



MJS  
ミロク  
情報サービス  
株式会社  
ミロク  
情報サービス  
菊川 伶